

グローバル取引主体識別子

業界のプロセス及び提案

(仮 訳)

2011年7月8日

I. 背景

金融取引を行う取引主体の正確で曖昧さを排した識別は、規制・監督当局によるシステミック・リスクの測定と監視を向上させるための基盤であり、極めて重要である。グローバルに標準化された取引主体識別子 (LEI) は、諸機関が取引相手方へのエクスポージャーをより効果的に測定・管理することを助ける一方で、業界の業務効率と顧客サービスを大きく向上させる。

取引相手方へのエクスポージャーの正確な測定と、その測定を助ける良質のデータの必要性は、金融安定化理事会 (FSB)、G20¹など主要な国際会議体で認識されている。より具体的には、米国では、金融調査局 (OFR) が金融安定性監督審議会 (FSOC) とそのシステミック・リスク監視義務を支援する役割を負っており、民間業界とその他の関係者がコンセンサスに基づいて、金融取引の主体を識別する普遍的標準をルールとして採用することが望ましいとのポリシー・ステートメントを発出した。更に、商品先物取引委員会² (CFTC)と証券取引委員会³ (SEC) は、普遍的でグローバルな報告基準について類似の提案を行った。

グローバルな金融サービス業界団体・組織の連合体 (業界団体) は、実行可能で、統一的でグローバルな LEI ソリューションの要件と基準について国際的な業界グループのコンセンサスを形成し、ソリューションを提供するのに最適と考えられる機関を推奨することを目指している。上記の要件及びソリューション・プロバイダーに関する提言は、金融取引を行う取引主体の正確かつ曖昧さを排した識別のための堅固でグローバルなソリューション策定に向けた、重要な第一歩である。

II. グローバルな業界関係者の参画

これに対応して、業界団体は 2011 年 1 月に合同で、グローバル LEI の要件策定、ソリューション・プロバイダーの候補の特定、グローバルな金融サービス業界の合意促進のためのプロセスに着手した。

¹ http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_091107e.pdf

² 17 CFR Part 45 はスワップ・データの記録保存及び報告要件を提案; 規則案(75 Fed. Reg.235, 2010年12月8日)でCFTCは、当局によるカウンターパーティー・資産クラス及び取引に横断的な資産のデータ集積を促進するため「自発的コンセンサスに基づく標準化機関」に基づき、3つの個別識別子すなわち:i)固有カウンターパーティー識別子(UCI)、ii)固有スワップ識別子(USI)、及びiii)固有商品識別子(UPI)から構成される、普遍的で国際的なスタンダードを提案した。UCIは全てのスワップ・データの記録保存と報告での使用を義務付け、全ての関連企業情報をCFTCが定める非公開の関連企業情報参照データベースに報告することを義務付ける。データはCFTCその他の金融規制当局のみが、規制目的だけに利用できる。

³ 17 CFR Part 240, SBSR 規則案—有価証券関連スワップ情報の報告と周知; 通達 No. 34-63346; ファイル No.S7-34-10; (75 Fed. Reg. 75208, Dec. 2 2010). セクション 901(d)は、金融機関の個々の商品や個人 (又は支店やトレーディング・デスク) に付与される報告用の固有識別コード(UICを)提案した。報告当事者の参加者(カウンターパーティー)ID、ブローカーID、デスクID、トレーダーID。固有識別コードは、「公平で安価であり、過度に排他的でない」手数料徴収と用途の制限を行う国際的に認識された標準化機構又はその代理により付与されることが提案された。SECは、この基準を満たす標準化機構がない場合は、登録SDRが独自の方法でUICを付与することを提案した。もし標準化機構が上記基準を満たしながら特定の個人、部門、又は商品にUICを付与しない場合は、SDRが独自の方法によりUICを付与する。

異なる取引主体や国・地域にわたって実行可能な効果的な LEI ソリューションの策定にはグローバルな協力が必要との認識に基づき、業界団体は、Steering Committee, Evaluation Committee, Global Working Group の 3 つの異なる会議体を通じて、世界中の多様な種類の業界関係者を代表する、幅広い国々の金融サービス業者の本プロセスへの参加を得た。Steering Committee は 17 の企業・団体から 17 名のメンバーが参加している。Evaluation Committee は 23 の異なる企業・団体から 68 名が参加している。最後に、業界更新配信リストは 73 の様々な企業・団体からの 251 名で構成されている。各グループのメンバーの詳細は別添 A に掲載している。

Ⅲ. 取引主体識別子要件の開発

2011 年 5 月 3 日、業界団体は、グローバルな規制当局と業界のシステミック・リスク監視に資するための包括的な LEI システム構築の要件を公表した。関連する機関が多数に上ること、及び本取り組みの国際的なスケールに鑑み、インプットを収集しコンセンサスを形成するための正式なプロセスが策定された。このプロセスは個人的なインタビューと、電子メールと会議による週次のフィードバックのサイクルによる二層の形態で実施された。このプロセスは、全ての関係者（市場参加者と業界団体両方）に対し、要件開発段階で構成内容を確認しフィードバックを行う機会を提供した。

週次のフィードバック・サイクルは、広範なコンセンサスを得るための基本的な手段の一つだった。コンセンサス形成に重要だったその他の手段は、二度の 3 時間にわたる本人出席のワークショップ、国際的な業界及び規制当局代表者との意見交換（欧州、アジアに拠点を持つものを含む）、さらに世界中の業界関係者との追加的会合である。

こうした努力の一部として開発された要件は、文書化された要件を満たす又はそれを超越る意志と能力を持ったソリューション・プロバイダーを特定するため、以下に記述するソリシテーション・オブ・インタレスト（SOI）のプロセスを実施する上で用いられた。

Ⅳ. ソリシテーション・オブ・インタレスト（SOI）のプロセス

LEI システムの包括的な要件セットの開発後、業界団体は、文書化された要件を満たし又はそれを超越る仕方で LEI ソリューションを個別に又は集合的に構築し、管理し、運営できる 1 又はそれ以上のソリューション・プロバイダーの特定を目標として、ソリシテーション・オブ・インタレスト(SOI)のプロセスを開始した。

SOI に対してプロバイダーから提出された回答は、以下の順序で評価された:完全な要件文書⁴、

⁴ 2011 年 5 月公表の「グローバル取引主体識別子（LEI）ソリューションの要件」、

要件文書その他の規制上の政策文書が求める必要条件の審査、SOI 文書の中で指摘された個別の又は追加的質問、及び本人出席による最終プレゼンテーション。

当初、21 のソリューション・プロバイダーが SOI への参加に関心を示した。その後、約半数の社が正式な回答を提出し、4 組が最終プレゼンテーションに招かれた。最終プレゼンテーションは詳細な回答の評価とともに、以下に文書化された最終提案の基盤となっている。

世界中の 23 の企業・団体から 68 名のメンバーが参加した **Evaluation Committee** は、グローバル LEI ソリューションを提供するのに最適なソリューション・プロバイダーを評価するため不可欠だった。**Evaluation Committee** のメンバーは、深い専門的知見と業界での経験を生かしてビジネスモデル、運用モデル、ソリューション・テクノロジー、実施計画、ガバナンス、法務、反トラストとデータ・個人情報の保全等の面で回答の評価に寄与した。このデュー・デリジェンスは **Steering Committee** の意志決定プロセスに不可欠なインプットの一つとなった。

以下の提案は、前述の業界団体と **Evaluation Committee** による数か月にわたる作業の成果である。既に指摘したように、この作業は、2011 年 5 月 3 日に公表された包括的なソリューションの要件開発と、多くのベンダーが参加しソリューション・プロバイダー候補として審査された厳格な 8 週間の SOI のプロセスを含む。追加的な文書は、「グローバル取引主体識別子 (LEI) の要件」及び SOI の文書を参照されたい。掲載場所は下記のとおり：

<http://www.sifma.org/Issues/Operations-and-Technology/Legal-Entity-Identifier/Resources/>

V. 最終提言

慎重な検討、議論、および広範なデュー・デリジェンスを経て、業界団体グループとして、LEI のソリューション・プロバイダーに対する次の提言を行うこととしたい。これらのグループは、一体として、LEI ソリューションを成功させるために必要な強力な業務範囲、規模及び経験を持つ一連の組織を形成している。業界団体グループは、提案に回答した他の組織の幾つかが、補完的な役割において、将来、参加するであろうことを全面的に期待している。ソリューションのために提案された運営モデルは、別添 B に示される。

データの標準化団体

国際標準化機構 (ISO) によって提供される新スタンダード (ISO 17442) を、新たな、権威ある LEI のスタンダードとして使用することを勧める。このスタンダードは、永続的、中立的、単一、固有、拡張可能、構造的に堅固、信頼性、相互運用性といった業界団体グループによって定められた特性を満たしている。堅牢な ISO プロセスを通じて創出されるため、それは取引主体の識別のための国際的に認知されたデータ標準になるための基盤を備えている。

登録機関／ファシリティ・マネジャー

デポジトリ・トラスト&クリアリング・コーポレーション (DTCC) 及びソサイエティ・オブ・ワールドワイド・インターバンク・フィナンシャル・テレコミュニケーションズ (SWIFT) は、DTCC の完全子会社である AVOX リミテッドとともに、データ収集、データ保守、LEI の割り当て、及び品質保証のためのセンターとして LEI の中核的ユーティリティを運営することが推奨されている。SWIFT は、登録機関 (RA) として、登録業務及び取引主体の自主登録を支援する。DTCC は、ファシリティ・マネジャーとして、LEI の新規創出要求を収集し、AVOX の活用により提供される情報の認証を行い、各 LEI に関連付けられた参照データを維持・格納して、LEI のデータベースの公開配布を維持する。

登録における連携

ANNA と各国 NNAs のネットワーク (200 以上の市場にわたり、100 以上の NNA 会員が存在) が、企業が各自国市場において LEI の登録及び配布を行うためのソリューションにおける重要なパートナーとして推奨されている。NNAs は、LEI の割り当て、認証及び保守のための中央管理される LEI ユーティリティの機能を活用しながら、それらの市場への LEI ユーティリティの窓口として機能することが想定されている。LEI ソリューションにおける NNAs の関与は、LEI ユーティリティと自国市場での発行者及び債務者間の関係の管理を容易にするための重要な要素である。プロセスへの NNAs の参加は、データベースの質を改善し、発行者及び債務者の重要な、国際的なセグメントをカバーするのに役立つ。

その堅固なプロセスを考えると、業界団体は、LEI の運用システムを実施するために最善の機会を有する組織グループを前面に据えたと感じている。にもかかわらず、業界団体グループは、このコンセプトが成熟し、世界的に採用されるにしたがって、他の市場参加者が補完的に LEI システムに参加するようになることを全面的に期待している。これらの連携は、取引主体識別のためのグローバル・スタンダードとしての LEI の受け入れを拡張および強化するのに役立つであろう。

VI. 次のステップ

業界団体グループでは、現在及び将来の法制度の要件と整合的に LEI ソリューションの適切な国際的導入と採用を容易にするために、規制当局コミュニティだけでなく、上述の組織や他の関係者と積極的に作業する予定である。これには、最優先課題として、協調的なフィードバックの循環を教育し、説明し、実施するために継続的に規制当局との対話を行うことが含まれる。それはまた、規制当局からの監督とインプットを伴う LEI のガバナンス構造を決定し、確立することにおいて、これらの関係者と協調して作業することも含まれる。LEI システムが、上述の"要件"文書に定める要件だけでなく、規制当局コミュニティのニーズに従って適切に管理されることを確保するための監視を提供するのが、このガバナンス機関である。LEI ソリューションの導入は、LEI ソリューションを前進させるための次のステップをとるための規制当局間のグローバルな連携に依拠する。業界団体はまた、ソリューションの構造とデザインを決定し、

かつ必要な設計、時間枠及び導入プロセスに不可欠な成果物を特定するために、選出されたプロバイダーと協調することになるであろう。最後に、グループは、データ・アクセスやデータの機密性のような鍵となる分野の重要性を認識しており、これらのニーズに対処し、データ利用が地域及びグローバルな規制要件を満たすことを確保するために作業を行うであろう。

別添 “A”

LEI プロセスへの参加者

Global Steering Committee (17 メンバー, 17 企業及び団体)

- Association for Financial Markets in Europe (AFME)
- Bank of America
- Barclays Capital
- BNP Paribas
- Citigroup
- Credit Suisse
- Deutsche Bank
- Enterprise Data Management Council
- Fidelity
- Goldman Sachs
- JP Morgan Chase
- Morgan Stanley
- Nomura
- Royal Bank of Scotland (RBS)
- Securities Industry and Financial Markets Association (SIFMA)
- UBS
- Wells Fargo

Evaluation Committee (68 メンバー、23 企業及び団体)

- Bank of America
- Barclays Capital
- BlackRock
- BNP Paribas
- BNY Mellon
- Canadian Imperial Bank of Commerce (CIBC)
- Citigroup
- Credit Suisse
- Deutsche Bank
- Enterprise Data Management Council
- Fidelity
- Financial Services Round Table
- Goldman Sachs
- HSBC
- Janney Montgomery Scott
- JP Morgan Chase
- Morgan Stanley
- Nomura
- Royal Bank of Canada (RBC)
- Royal Bank of Scotland (RBS)
- State Street
- UBS
- Wells Fargo

地域業界団体メンバー (11 メンバー、11 団体)

- Australian Financial Markets Association (AFMA)
- L'Association Francaise des Marches Financiers (AMAFI)
- British Bankers Association (BBA)
- Bundesverband deutscher Banken (BDB)
- Bundesverband Investment und Asset Management (BVI)
- Canadian Imperial Bank of Commerce (CIBC)
- European Banking Forum (EBF)
- Investment Industry Association of Canada (IIAC)
- International Swaps and Derivatives Association (ISDA)
- Japan Securities Dealers Association (JSDA)
- Korean Financial Investment Association (KoFIA)

米国業界団体メンバー (4 メンバー、4 団体)

- Clearing House, The
- Financial Investment Management Association (FIA)
- Financial Services Round Table
- Investment Company Institute (ICI)

最終プレゼンテーション参加者 (44 メンバー、32 企業及び団体)

- Australian Financial Markets Association (AFMA)
- Association for Financial Markets in Europe (AFME)
- Asia Securities Industry & Financial Markets Association (ASIFMA)
- Bank of America
- Barclays Capital
- British Bankers Association (BBA)
- Bundesverband deutscher Banken (BDB)
- BNP Paribas
- BNY Mellon
- Canadian Imperial Bank of Commerce
- Financial Investment Management Association (FIA)
- Fidelity
- Financial Services Round Table
- Goldman Sachs
- Investment Company Institute (ICI)
- Investment Industry Association of Canada (IIAC)
- International Swaps and Derivatives Association (ISDA)
- JP Morgan Chase
- JWG
- Japan Securities Dealers Association

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| (CIBC) | (JSDA) |
| • Citigroup | • Morgan Stanley |
| • Clearing House, The | • Nomura |
| • Credit Suisse | • Royal Bank of Canada (RBC) |
| • Deutsche Bank | • Royal Bank of Scotland (RBS) |
| • European Banking Forum (EBF) | • UBS |
| • Enterprise Data Management Council | • Wells Fargo |

更新情報配布先業界関係者リスト (251 メンバー、73 企業及び団体)

- | | |
|---|--|
| • American Council of Life Insurers (ACLI) | • Investment Company Institute (ICI) |
| • Australian Financial Markets Association (AFMA) | • Investment Industry Association of Canada (IIAC) |
| • Association for Financial Markets in Europe (AFME) | • International Swaps and Derivatives Association (ISDA) |
| • Alliance Bernstein | • Janney Montgomery Scott |
| • L'Association Francaise des Marches Financiers (AMAFI) | • Japan Securities Dealers Association (JSDA) |
| • Asia Securities Industry & Financial Markets Association (ASIFMA) | • Jeffries |
| • Bank of America | • JP Morgan Chase |
| • Barclays Capital | • JWG |
| • British Bankers Association (BBA) | • Key Bank |
| • BB&T | • Korean Financial Investment Association (KoFIA) |
| • BlackRock | • Loomis Sayles |
| • BMO Capital Markets | • Managed Funds Association |
| • BNP Paribas | • Management Information Office for Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ |
| • BNY Mellon | • Morgan Stanley |
| • Bundesverband Investment und Asset Management (BVI) | • NASDAQ |
| • Capital One | • National Futures Association |
| • Commercial Brokers Association (CBA) | • New York Life |
| • Canadian Imperial Bank of Commerce (CIBC) | • Nomura |
| | • Northern Trust |
| | • NYSE Euronex |

- Citigroup
- CME Group
- Credit Suisse
- Deutsche Bank
- European Banking Forum (EBF)
- Enterprise Data Management Council
- Edward Jones
- E*Trade
- Federated Investments
- Futures Industry Association (FIA)
- Fidelity
- Financial Services Round Table
- GE
- GE Capital
- Goldman Sachs
- HSBC
- International Bankers Association Japan (IBA Japan)
- Options Clearing Corporation
- Pershing
- Prudential
- R-Cube
- Royal Bank of Canada (RBC)
- Royal Bank of Scotland (RBS)
- Renaissance Technologies
- Societe Generale Group
- State Street
- The Clearing House
- The Vanguard Group
- TradeWeb
- T Rowe Price
- Taiwan Securities Association (TWSA)
- UBS
- Wellington
- Wells Fargo
- Western Asset Management

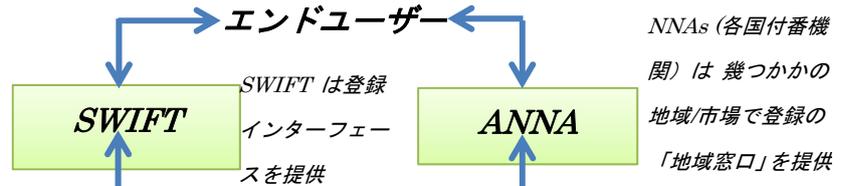
別添 “B”

運営モデル素案：バージョン 1⁵

可能性のある取引主体識別子運営モデル

利用者向け登録

利用者にデータの提出及び LEI の申請を行うインターフェースを提供。情報は認証と付番のため登録機関 (RA) に提供。



登録機関 (RA)

中央化された発行、認証、配布及び利用者向け登録機関に対する ID 発行の調整を管理。



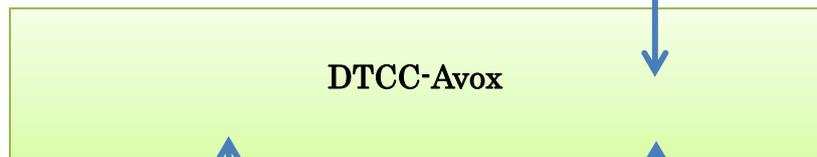
データ標準

国際的に利用可能であり、一貫した、中立的な、単一の、固有の、拡張可能な、構造的に堅固な、信頼性があり相互交換性があるデータ標準を提供。



ファシリティ・マネジャー

LEI データベースと関連情報を洗浄・維持。また、LEI 情報をエンドユーザーに提供。



LEI パートナー

ファシリティ・マネジャーとともに、無料又は費用回収ベースの基本機能と基本的 LEI 情報を用いた付加価値サービスの開発を通じて運用をサポート。



⁵ これは最初の案であり、上図に描かれた運営モデルは、世界の政策立案者及びソリューション・プロバイダーとの継続的な対話を通じて変更される可能性があることに留意。